# 兵庫県公報

令和2年8月4日 火曜日 第 128 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示 ○ 地方卸売市場の認定 (消費流通課)	1 1 2
公告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
〇同 上(同)	3
〇同 上(同)	4
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	6
〇同 上(同)	7
〇同 上(同)	8
〇同 上(同)	9
〇同 上(同)	10
〇同 上(同)	11
〇同 上(同)	12
○ 入札公告(管理課)	13
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	16
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出	21

告示

#### 兵庫県告示第823号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第5項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。 令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	開設者の名称及び住所	取扱品目	効力が 生じる日
株式会社西脇市地方卸売市場	西脇市野村町800—1	株式会社西脇市地方卸 売市場 西脇市野村町800—1	青果 水産物 花き	令和2年 7月20日

# 兵庫県告示第824号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和 2 年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 保安林の所在場所 朝来市生野町栃原字寺ノ谷1795の13、1795の14
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第825号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市柏原町鴨野字宮ノ西107、107の2、108の1、108の2、109の3、111、字高見城西谷1032から1034まで、1039、1042、1045の2、1046から1053まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字高見城西谷1046から1048まで・1051・1053 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1045の 2 1052

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 公 告

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン神河ショッピングセンター

所在地 神崎郡神河町粟賀町363ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 博 丈株式会社オンセンド岐阜県美濃市2118番地の36森 弘 治

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 靖 二株式会社オンセンド岐阜県美濃市2118番地の36森 弘 治

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ市川店

所在地 神崎郡市川町西川辺字的場479

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

平 尾 健 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ市川店

所在地 神崎郡市川町西川辺字的場499ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

ゴダイ株式会社 姫路市綿町104番地 スクエアビル2階 浦 上 晃 之

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名ゴダイ株式会社姫路市綿町104番地 スクエアビル2階浦 上 晃 之

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号

加栗章男

イ 変更後

名称住所代表者の氏名ゴダイ株式会社姫路市綿町104番地 スクエアビル2階浦 上 晃 之マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名ゴダイ株式会社姫路市綿町104番地 スクエアビル2階浦 上 晃 之株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 博 丈

イ 変更後

名称住所代表者の氏名ゴダイ株式会社姫路市綿町104番地 スクエアビル2階浦 上 晃 之株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 靖 二

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ龍野西店

所在地 たつの市龍野町日山67-3

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ龍野店

所在地 たつの市龍野町堂本字下長塀56番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 理

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新宮店

所在地 たつの市新宮町井野原字上向川原889番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 住所

牛 建 克 彦 たつの市新宮町井野原713番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

(2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ揖保川店

所在地 たつの市揖保川町正條字柿ケ坪36番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号

平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変 更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 太子南ショッピングタウン

所在地 揖保郡太子町蓮常寺字豆田281-2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一 マックスバリュ西日本株式会社 松本忠久 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 ウエルシア薬局株式会社

朝生美徳 株式会社うかいや 揖保郡太子町東出262番地の1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

住所 代表者の氏名 名称 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加 栗 章 男 水野秀晴 ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 株式会社うかいや 揖保郡太子町東出262番地の1 朝生美徳

イ 変更後

代表者の氏名 名称 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一 マックスバリュ西日本株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 松本忠久 ウエルシア薬局株式会社 朝生美徳 株式会社うかいや 揖保郡太子町東出262番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男ウエルシア薬局株式会社東京都千代田区外神田二丁目2番15号水 野 秀 晴株式会社うかいや揖保郡太子町東出262番地の1朝 生 美 徳

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一ウエルシア薬局株式会社東京都千代田区外神田二丁目2番15号松 本 忠 久株式会社うかいや揖保郡太子町東出262番地の1朝 生 美 徳

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン太子ショッピングセンター

所在地 揖保郡太子町東出262番地の1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一 株式会社うかいや 揖保郡太子町東出262番地の1 朝 生 美 徳

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社うかいや揖保郡太子町東出262番地の1朝 生 大 吉

イ 変更後

 名称
 住所
 代表者の氏名

 マックスバリュ西日本株式会社
 広島市南区段原南一丁目3番52号
 平 尾 健 一

株式会社うかいや

揖保郡太子町東出262番地の1

朝生美徳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

代表者の氏名 名称 住所

加 栗 章 男 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号

大創産業株式会社 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 矢 野 博 丈 実

株式会社御座候 姫路市阿保甲611-1 Ш⊞

外2者

イ 変更後

住所 代表者の氏名 名称

平尾健一 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 矢野靖二 株式会社大創産業

株式会社御座候 姫路市阿保甲611-1 山田 実

外2者

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変 更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

石 田 卓 巳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン上郡ショッピングセンター

所在地 赤穂郡上郡町竹万533ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 平尾健一 広島市南区段原南一丁目3番52号

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更事項

株式会社ナフコ

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社ナフコ北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号深 町 勝 義

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社ナフコ北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号石 田 卓 巳

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社ナフコ北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号深 町 勝 義株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 博 丈

外2者

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社ナフコ北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号石 田 卓 巳株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 靖 二

外2者

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 佐用ショッピングタウン

所在地 佐用郡佐用町佐用1060ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社コメリ新潟市南区清水4501番地1捧 雄一郎

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社コメリ新潟市南区清水4501番地1捧 賢 一

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社コメリ新潟市南区清水4501番地1捧 雄一郎

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号加 栗 章 男株式会社コメリ新潟市南区清水4501番地1捧 賢 一株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 博 丈

外2者

イ 変更後

名称住所代表者の氏名マックスバリュ西日本株式会社広島市南区段原南一丁目3番52号平 尾 健 一株式会社コメリ新潟市南区清水4501番地1捧 雄一郎株式会社大創産業広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号矢 野 靖 二

外2者

4 変更年月日

令和元年11月1日ほか

5 届出年月日

令和2年7月8日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1 課

(2) 縦覧期間

令和2年8月4日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和2年12月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年8月4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量

^^^^^

議会LAN機器 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 契約期間

令和2年10月1日(木)から令和5年9月30日(土)まで(36箇月)

⑷ 納入場所

兵庫県庁3号館及び議場棟

⑸ 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年8月4日(火)から同月18日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和2年9月14日(月)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年9月11日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年8月4日(火)から同月18日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月18日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和2年9月7日(月)午後5時から同月14日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1) ウに同じ。

#### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

#### ア 受付期間

令和2年8月5日(水)から同月28日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年8月5日(水)から同月18日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月18日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

#### イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

工 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年9月7日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- ③ 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

② 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算して得た額に契約期間36箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月12日(土)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

# ③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件
  - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月28日 (月)まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)。
  - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
  - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと (電子入札を除く。)。
  - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

  1 set of Assembly LAN equipment (leasing contract)
- (3) Lease period: October 1, 2020 September 30, 2023
- (4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Government 3rd building and Assembly hall

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 18, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 September 14, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 11, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922

### 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和2年8月4日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
環境保護団体政治 結社憂國塾	幸村英昭	幸村通男	神戸市須磨区大池町5丁目5-5 -406	令和2年6月16日
小山裕久後援会	小 山 裕 久	小 山 美 佐	三田市ゆりのき台6丁目34―22	令和2年6月26日

市政を見直す会	塚口尚哉	坪ノ内 幸 司	三田市下槻瀬637	令和2年6月12日
じょうけい耕造後援会	真水健三	田原一弘	養父市広谷29	令和2年5月13日
中村たいすけ後援会	井 上 一 久	浅木幹夫	赤穂市中広649番地1	令和2年5月20日
西垣司後援会	西垣司	西 垣 いとえ	養父市尾崎1165—2	令和2年6月17日
ひご淳三後援会	肥後淳三	肥後裕子	三田市ゆりのき台3-2-13	令和2年6月3日
豊かなまちをつく る会	稲 葉 武 大	稲 葉 武 大	養父市八鹿町八鹿848	令和2年6月24日
令和明石維新の会	北川貴則	中 島 靖 子	明石市相生町1-2-28	令和2年3月27日
令和明石の会	北 川 貴 則	中 島 靖 子	明石市相生町1-2-28	令和2年3月27日

# 2 政治団体の届出事項の異動の届出

# (1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動内容	異動年月日
		代表者の氏名	新	柴 田 茂 德	
自由民主党兵庫県宅建	柴 田 茂 德	代衣有の氏名	旧	松尾信明	令和2年6月4日
支部	宋 田 戊 1志	会計責任者	新	久 内 麻佐行	节和2年0月4日
		の 氏 名	旧	橋本章	
		主たる事務所の 所 在 地	新	川西市清和台東4丁目1 一11	
自由民主党川西支部	吉 田 英 行	00 月 住 地	旧	川西市新田2-2-23	令和2年5月1日
		会計責任者	新	松隈紀文	
		の 氏 名	旧	加藤仁哉	
自由民主党兵庫県第八	7 W # *	主たる事務所	新	尼崎市東七松町1丁目15 番20号 イズミビル	令和2年5月10日
選挙区支部	石 川 憲 幸	の 所 在 地	旧	尼崎市東七松町1-15- 21 岡本ビル	
			新	西宮市戸田町4-23-202	令和2年6月26日
日本維新の会参議院兵 庫県選挙区第1支部	清水貴之	主たる事務所 の 所 在 地	前	西宮市戸田町 4 —23— 2 F	令和2年5月31日
			旧	西宮市両度町6-31 プラザ北口201	77412平3月31日
日本維新の会参議院兵	上山 十	会 計 責 任 者	新	三 上 恵美子	令和2年5月1日
庫県選挙区第2支部	だ区第2支部 片山大介 の 氏 名		旧	花 岡 英 治	771112十3月1日

日本共産党兵庫・長	#:	L	业	差	会	計	責	任	者	新	前	田	みさ子	→ 令和2年5月7日	ĺ
田・北地区委員会	#	⊥.	儿	子	の		氏		名	旧	岡		民 雄	节和2年3月7日	

# (2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動内容	異動年月日
		代表者の氏名	新	足立隆啓	
足立隆啓後援会	足立隆啓	代表有の氏石	旧	岡 山 治	令和2年6月29日
人工(至1) (以) (以)	足 立 隆 哈	会計責任者	新	足立ふゆ	
		の 氏 名	旧	木谷作良	
		政治団体の名称	新	キャタピラー日本労働組合明石地区政治活動委員会	
キャタピラー日本労働 組合明石地区政治活動 委員会	岩屋浩美	以出 日 序 ジ 石 初	旧	キャタピラージャパン労 働組合明石地区政治活動 委員会	令和2年3月25日
		代表者の氏名	新	岩屋 浩美	
		八衣石の氏石	旧	内 橋 正 則	
幸福実現党播磨中央後	藤井宏一	会計責任者	新	河 合 勇 樹	令和2年1月30日
援会	旅 开 么	の 氏 名	旧	渡邉太子	17年2年1月50日
		主たる事務所・	新	三田市池尻64	令和2年3月25日
三田の政治を考える会	福田秀章	の所在地	旧	三田市福島字太田419—	
			新	西宮市戸田町 4 —23— 202	令和2年6月26日
清水貴之後援会	清水貴之	主たる事務所の 所 在 地	前	西宮市戸田町 4 —23— 2 F	A.T. o for F Floor
			旧	西宮市両度町6-31 プラザ北口201	令和2年5月31日
たすかぜの N 然極人	<i>(</i> → ★ . →	会 計 責 任 者	新	住 本 陽 子	令和2年2月27日
住本かずのり後接会	住 本 一 礼	の 氏 名	旧	住 本 一 礼	市和2年2月21日
		主たる事務所	新	神戸市垂水区神田町2番 35号 石井ビル3階	
		の 所 在 地	旧	神戸市中央区海岸通4番 地 新明海ビル604号室	
税理士による末松信介 後援会	吉川 徹	小ませゃても	新	吉川徹	令和2年6月26日
区级石		代表者の氏名	旧	和田善弘	

			会計責任者の 氏 名	新旧	横 井 保 夫 大 場 栄 助	
税理士による西村やすとし後援会	上村正	和	会計責任者の 氏 名	新旧	上 村 正 和藤 本 晃	令和2年5月15日
全国産業資源循環連合			政治団体の名称	新	全国産業資源循環連合会 政治連盟兵庫県産業資源 循環協会兵庫県地区政治 連盟	
会政治連盟兵庫県産業 資源循環協会兵庫県地 区政治連盟	東浦知	哉		旧	全国産業廃棄物連合会政 治連盟兵庫県産業廃棄物 協会兵庫県地区政治連盟	令和2年3月25日
			代表者の氏名・	新	東浦知哉	
			NATツム石	旧	白 石 旬	
たつの市・揖保郡医師 連盟			主たる事務所の 所 在 地	新	たつの市龍野町富永410 -2 たつの市はつらつ センター3階	
	古 橋 淳	享 夫	0.5 1.51 11. AC	旧	神戸市中央区磯上通6丁 目1-11	令和2年5月30日
			代表者の氏名	新	古橋 淳 夫	
			代表有の氏有	旧	井 上 喜 通	
土本昌幸後援会	十 木 閂	土本昌幸	会 計 責 任 者	新	真 見 順 一	令和2年2月18日
工作日平区区石	1 7 D	+	の 氏 名	旧	中 井 哲	17412   271101
中川ともこと歩む会	大槻信	夫	代表者の氏名	新	大槻信夫	· 令和2年1月25
				旧	木 下 達 雄	
			代表者の氏名・	新	岸 本 哲 郎	
日本薬業政治連盟兵庫	岸本哲	郎		旧	西 巻 孝	
県支部			会計責任者	新	高 木 英 生	
			の 氏 名	旧	中野渡 裕 一	
姫路イノベーション研	/m. <del>***</del> -*		主たる事務所	新	姫路市二階町3番地	A=0+0=0
究会	伊藤功		の 所 在 地	旧	姫路市土山4丁目7—13 フレシール土山104号	令和2年3月23日
			代表者の氏名・	新	石 橋 悦 次	
姫路市医師連盟	石 橋 悦	次	八衣石の氏名	旧	山本一郎	令和2年6月6日
>>	1 4 情 況 0		会計責任者	新	池上修生	77H Z + O J O I
			の 氏 名	旧	荒 木 峰 生	

					代表者の氏名	新	藤本百男	
兵庫県議会自由民主党	薛	*	百	甲	代表有の氏石	旧	内藤 兵 衛	令和2年5月8
議員団	月奈	4	Ħ	Ħ	会計責任者	新	北 浜 みどり	7442年3月8日
					の 氏 名	旧	山口晋平	
5. 床 周 孔	柳		71	. 白17	会 計 責 任 者	新	進藤昇	Afn 0 年 € 日 9 € 1
兵庫県私学経営研究会	1911		弘一	c <sub>l</sub> a	の 氏 名	旧	中井弘慈	→ 令和2年5月25日
兵庫県社会保険労務士	7	百	利	甲	会計責任者	新	松岡哲史	令和2年5月29日
政治連盟	711	床	<b>ጥ</b> ሀ	77	の 氏 名	旧	増 田 實	□ 17 11 2 年 3 月 29 I
					代表者の氏名	新	柴 田 茂 德	
兵庫県宅建政治連盟	ıtla	m	茂	徳	八衣有の氏石	旧	松尾信明	令和2年6月4
共庫県七建政石建置	宋	Щ	仄	1忌	会計責任者	新	久 内 麻佐行	744740月4月
					の 氏 名	旧	橋本章	
						新	西宮市戸田町 4 —23— 202	令和2年6月26日
兵庫五国の会	平	井		篤	主たる事務所の 所 在 地	前	西宮市戸田町 4 —23— 2 F	
						旧	西宮市両度町 6 —31— 201	令和2年5月31日
					会 計 責 任 者	新	奥 村 新 吾	
松岡ひろゆき後援会	松	井	稔	幸	の 氏 名	旧	幾 野 瑞 成	· 令和2年6月20日
					主たる事務所	新	三田市中内神36番地	
				_	の 所 在 地	旧	三田市屋敷町13番8号	
三谷よしお後援会	沖	田		勇	the tender of the	新	沖 田 勇	· 令和2年6月1日
					代表者の氏名	旧	三 谷 盛 仁	
					会 計 責 任 者	新	牟田口 晶	
むらの誠一後援会	村	野	誠	_	の 氏 名	旧	村 野 誠	· 令和2年3月18日
*		_	\ <del>-</del>	++~	会 計 責 任 者	新	森 元 清 蔵	A4-24-17-1
森元せいぞう後援会	森	兀	清	咸	の 氏 名	旧	繁 田 義 康	令和2年4月17日
				主たる事務所	新	神戸市東灘区御影中町 2 -8-3-207		
やのこうじ政策研究会	矢	野	浩	慈	の 所 在 地	旧	神戸市東灘区御影本町4 -8-10	· 令和2年6月7
						新	菅 正 男	
やのこうじをはげます					代表者の氏名	旧	小巻建一	
	菅		正	男				- 令和2年6月7日

会		会計責任者	菅 正 男	
		の氏名旧	小 巻 建 一	
豊かなまちをつくる会	稲 葉 武 大	会計責任者新	小野山 良 平	△和9年6月99日
豆ハークはよりをプくの云	稲葉武大	の氏名旧	稲 葉 武 大	令和2年6月23日

# 3 政治団体の解散の届出 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川上八郎をはげます会	川上八郎	令和元年12月31日
桑原幸治郎後援会	桑原幸治郎	令和元年12月31日
健全・堅実な西宮市政を実現する会	渡 邉 謙二朗	令和元年12月31日
高砂再生 I NGプロジェクト	田中伸明	令和2年5月6日
高砂の明日をつくる会	北 野 誠一郎	令和2年4月30日
丹後政俊後接会	小 島 一 郎	令和2年5月12日
のぼり幸人後援会	登 幸 人	令和2年5月6日
ひょうご新風会	柳川真一	令和2年5月27日
光田あまね事務所	光 田 あまね	令和2年3月25日

# 兵庫県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

^^^^^

令和2年8月4日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

# 1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異動事項    異動內容								
	姫路イノベーシ	主たる事務所	新	姫路市二階町3番地							
伊藤功一	ョン研究会	の所在地	旧	姫路市土山4丁目7一13 フレシール 土山104号	令和2年3月23日						
			新	西宮市戸田町 4 —23—202	令和2年6月26日						
清水貴之	清水貴之後援会	主たる事務所の 所 在 地	王にる事務所の所 在地					会	前	西宮市戸田町 4 —23—2 F	令和2年5月31日
		<i>7.</i> .– –	旧	西宮市両度町6-31 プラザ北口201	<b>节和 2 平 3 月 3 1</b> 日						
福田秀章	三田の政治を考	主たる事務所	新	三田市池尻64	令和2年3月25日						
1曲 四 万 早	える会	の所在地	旧	三田市福島字太田419—1	77 TH 2 + 3 月 23 F						

ı		I	1	1		i i	ı
	矢 野 浩 慈	やのこうじ政策	<u> </u>	新	神戸市東灘区御影中町2-8-3-207	・令和2年6月7日	
	人 打 伯 恋	研究会		皿	神戸市東灘区御影本町4-8-10		

2 資金管理団体の指定の取消し等の届出 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日	
川上八郎	川上八郎をはげます会	令和元年12月31日	
登 幸 人	のぼり幸人後接会	令和2年5月6日	
光田あまね	光田あまね事務所	令和2年3月25日	